

第 38 期 報 告 書

2023 年 4 月 1 日 から

2024 年 3 月 31 日 まで

事 業 報 告

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本

監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本



多摩モノレール

多摩都市モノレール株式会社

事業報告

(会社法第435条第2項に基づく)

第 38 期

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日



多摩都市モノレール株式会社

1 企業の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

ア 全般

当社は多摩の南北 16 km を結ぶ多摩都市モノレールの運行を担っており、地域に密着した公共交通機関として、安全を最優先に正確・快適な輸送サービスの提供に努め、地域の発展に寄与しています。

当期の業績は、年間乗車人員が延べ約 4,823 万 2 千人（前期比 1.2% 増）、一日平均乗車人員は約 13 万 2 千人となり、その内訳は、通勤定期が前期比 3.6% 増、通学定期が前期比 5.8% 減、定期外は前期比 3.8% 増となりました。

沿線大学の一部移転の影響があるものの、全体を通して前期比はプラスに転じていますが、第 34 期（2019 年度）と比較すると、年間乗車人員は 8.1% 減となり、その内訳は、通勤定期が 7.5% 減、通学定期が 16.0% 減、定期外が 3.6% 減となっています。

運輸収入は約 80 億 31 百万円（前期比 3.0% 増）、運輸雑収は約 2 億 32 百万円（前期比 9.2% 増）となり、営業収益は約 82 億 64 百万円（前期比 3.1% 増）となりました。

営業収益についても、第 34 期（2019 年度）と比較すると、通勤定期が 8.3% 減、通学定期が 14.2% 減、定期外が 2.6% 減となるなど、運輸収入全体で 5.8% 減、また、運輸雑収で 10.2% 減、営業収益全体では 6.0% 減となり、コロナ禍以前の水準には回復していません。

営業費については、人件費及び業務委託費などの一般経費が増加したことにより、約 68 億 78 百万円（前期比 3.6% 増）となりました。

この結果、営業利益は約 13 億 85 百万円となり、経常利益は約 14 億 73 百万円、当期純利益は約 9 億 22 百万円となりました。

前期と比較すると同程度の利益を計上しており、堅調な経営状況に見えますが、今後は老朽化した設備の更新工事や大規模修繕が計画されており、さらには昨今の物価の高騰や沿線人口の減少など、一層厳しい経営状況が続くと見込まれます。安全面での取組を最優先にしつつ、引き続き経営基盤の強化に努めてまいります。

お客さまの安心を支える安全の徹底の取組について、ハード面では、降雪時に本社や指令センターより遠隔で降雪の状況をリアルタイムで把握できるよう、一部の列車と駅に Web カメラを設置し対応を行うことで、運行計画を迅速に判断することが可能となりました。また、列車運行に必要な速度制御や列車の位置情報を管理する信号保安装置の大規模修繕工事について、2 駅目となる立川北駅の更新に着手しました。さらに、軌道桁伸縮装置更新や支柱補修等、インフラ部の工事についても、東京都と連携した改修・更新を継続しています。

ソフト面では、6月と10月に社内異常時訓練として、分岐器の不具合を想定した折り返し運転、非常運転の対応訓練の他、新たに導入した車いす対応のワイド型横取り装置や非常用脱出シューターを用いた旅客救出訓練を実施しました。また、11月には、沿線の消防署と連携し、はしご車を用いた旅客救出訓練を実施しました。今後も安全を最優先に、施設・設備等の計画的な維持管理や異常時における対応力の強化に取り組み、新たな技術も活用しながら、より安全な交通サービスの提供に努めてまいります。

お客さまニーズに対応したサービスの追求の取組として、通学の学生等で混雑が激しい多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅の3駅に、床面サインを設置し、お客様の導線を示すことで、スムーズな整列乗車を促し、列車の遅延防止に努めました。車内においては、お客様の声を取り入れ、車椅子・ベビーカースペースをより分かりやすくするために、全車両にフロアマーキングを施工し、利便性を向上しました。また、外部の専門講師を招き、接遇に関するロールプレイング形式の集合研修を行うことで、接客能力の向上を図りました。今後もお客様に快適にご利用いただくとともに、お客様に喜ばれるサービスを追求してまいります。

持続的な発展に向けた地域との連携強化の取組について、当社は11月27日に開業から25周年を迎えたことから、ヘッドマーク付き列車を運行しました。また12月には日本夜景遺産に認定された沿線の夜景を楽しみながらお酒を嗜む「夜景列車」を運行することで、お客様に当社線の魅力をPRしてまいりました。

また、11月に入場制限なしとしては4年ぶりとなる一般開放型車両基地イベント「多摩モノまつり2023」を開催しました。運転台や車両基地の見学の他、警察や消防、スポーツ団体のブースなどを設けた結果、過去2番目の来場者数となる5,959人の方にご来場いただき、大盛況に終わりました。

この他、沿線市の小学校を対象に校外学習を受入れ、映像を用いた教育に加え、車両係員による車両部品の説明など、多摩モノレールをより身近に感じていただく取組を行いました。今後も沿線地域との連携を強化することで、魅力を発信し、旅客誘致を促進するとともに、多摩地域の発展に貢献してまいります。

東京都と協働した取組の推進として、たまモノ子育て応援事業を実施し、ゴールデンウィーク、夏休み、冬休み期間等に合わせ「たまモノワンデーパス」を販売しました。2023年度はこども券に加え、こどもとおとなのセット券を販売することで、より親子でお出かけしやすい環境を創出しました。また、4月に「延伸推進室」を新たに設置し、箱根ヶ崎方面への延伸に向け、東京都と協力して国や沿線自治体と協議・調整を進めるとともに、12月には関係市町の住民の皆様へ、都市計画案及び環境影響評価書案についての説明会を開催しました。今後も政策連携団体として東京都と連携を深め、地域の活性化に努めてまいります。

事業環境の変化に適應できる経営基盤の強化の取組として、コロナ禍の影響で見合わせていた、車内での飲食を伴う貸切列車の運行を再開して、11月には観光会社

が運営する貸切列車を3便運行し、外国人を含む多くの方に、モノレール車内での飲食を楽しんでいただきました。また、多摩モノレールの看板商品である「車体広告」について、広告代理店向けパンフレットの充実を図り営業を強化したことで、過去最高の受注実績となりました。さらに、駅構内の利活用として、臨時売店の運営会社を複数誘致することで賑わいに寄与したことに加え、空きスペースに自動販売機を増設することにより、付帯事業の増強を図りました。

その他、本社棟の改修を行い、女性用宿泊室を増設するとともに、女性用の休憩スペースを設置することで、働きやすい職場環境を整備しました。

今後も積極的な旅客誘致などによる収益確保や効率的な組織体制の構築に取り組み、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立していくとともに、多摩地域の基幹交通として、責務である安全輸送を果たしてまいります。

イ 運輸成績

		第 37 期 (2022 年 度)		第 38 期 (2023 年 度)	
		年 間	日 平 均	年 間	日 平 均
営業日数(日)		365	—	366	—
営業キロ		16.0	—	16.0	—
旅客 人員	定期 (人)	27,071,700	74,169	26,876,700	73,434
	定期外 (人)	20,579,016	56,381	21,355,457	58,348
	合計 (人)	47,650,716	130,550	48,232,157	131,782
運 輸 収 入	定期 (千円)	3,241,405	8,881	3,277,532	8,955
	定期外 (千円)	4,558,304	12,489	4,754,062	12,989
	合計 (千円)	7,799,710	21,369	8,031,594	21,944
運輸雑収 (千円)		213,137	584	232,763	636
収入合計 (千円)		8,012,847	21,953	8,264,358	22,580

② 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の総額は9億09百万円です。

その主なものは、ATC/TD更新2億79百万円、営業管理システム更新1億73百万円、車両用脱出シューター設置74百万円、検修庫天井クレーン装置部品更新57百万円、本社棟エレベーター一部更新39百万円、駅舎ホーム照明更新34百万円などになります。主な固定資産の除却は、自動改札機（教育機材）、高所作業足場車、点検足場車、分岐器融雪装置などになります。

③ 資金調達の状況

当期は新規資金調達はありません。

④ 対処すべき課題

当社はこれまで多摩地域に密着した公共交通機関として着実に成長してまいりましたが、2020年の春以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当社の業績は大きな影響を受けることになりました。足元では、社会経済活動の正常化を背景に、業績は回復しつつあるものの、乗客数は未だコロナ禍以前の水準には戻っておりません。加えて、当社沿線は、2023年度に沿線大学の一部移転があったほか、将来的には少子高齢化による沿線地域の人口減少によって移動需要の縮小が想定されています。

一方、開業から25年が経過し、施設・設備などの多くが更新時期を迎えており、安全で安定した輸送のために、大規模な設備投資や修繕が必要となっています。運行に必要な電力や資材なども、エネルギー価格や物価の上昇により高騰しており、コスト増の大きな要因となることが懸念されます。

また、箱根ヶ崎方面への延伸に向けては、事業予定者として、東京都や関係自治体と緊密な連携のもと、都市計画等の手続を着実に進めていかねばなりません。

さらに、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立していくため、社員が能力や意欲を最大限発揮できるように働きやすい職場環境を整えるとともに、将来を見据えて人材を確保・育成することで組織力を高めていく必要があります。

これらの諸課題に的確に対応するため、当社では、2023年に「長期経営方針2023」及び「中期経営計画2023－2025」を策定し、取組を進めてまいりました。

引き続き、これらの計画に基づき、交通事業者として最大の使命である輸送の安全を徹底することはもとより、多くの人を呼び込むための地域連携の強化、様々な経営努力による経営基盤の強化など、積極的な事業展開を図ってまいります。今後とも、安定的かつ持続的な交通サービスの提供ができるよう、全社一丸となって取り組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第35期 (2020年度)	第36期 (2021年度)	第37期 (2022年度)	第38期(当期) (2023年度)
営 業 収 益 (千円)	5,819,569	6,807,897	8,012,847	8,264,358
経 常 損 益 (千円)	△ 1,436,741	589,688	1,507,843	1,473,105
当 期 純 損 益 (千円)	△ 1,373,741	483,374	975,681	922,180
1 株 当 たり 当 期 純 損 益 (円)	△ 1,361.79	479.17	967.19	914.15
総 資 産 額 (千円)	64,665,136	62,386,947	61,239,881	59,757,762
純 資 産 額 (千円)	32,756,705	33,205,106	34,180,788	35,102,968
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	32,471.60	32,916.10	33,883.29	34,797.45

- (注) 1 △は損失です。
2 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数で計算しています。

(3) 主要な事業内容

軌道法に基づく一般運輸業

(4) 主要な営業所

本社 東京都立川市

(5) 従業員の状態(2024年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
250名	7名	39.0歳	9.59年

(6) 主要な借入先

(単位:千円)

借入先	借入金残高 (2024年3月31日現在)
東京都	11,160,000
株式会社日本政策投資銀行	1,578,000
八王子市	1,300,000
立川市	1,300,000
日野市	1,300,000
東大和市	1,300,000
多摩市	1,300,000

(7) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の状況に関する事項(2024年3月31日現在)

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 1,008,780 株
- ② 発行済株式の総数 1,008,780 株
- ③ 株主数 22 名
- ④ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数 (株)	出資比率 (%)
東 京 都	805,704	79.87
西 武 鉄 道 株 式 会 社	47,520	4.71
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	31,680	3.14
京 王 電 鉄 株 式 会 社	26,400	2.62
小 田 急 電 鉄 株 式 会 社	15,840	1.57
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	11,616	1.15
東 京 電 力 エ ナ ジ ー パ ー ト ナ ー 株 式 会 社	10,560	1.05
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,392	0.73
八 王 子 市	6,612	0.66
立 川 市	6,612	0.66
日 野 市	6,612	0.66
東 大 和 市	6,612	0.66
多 摩 市	6,612	0.66

(2) 会社役員に関する事項

地 位	常勤または 非常勤の別	氏 名	主 兼 職
代表取締役 社 長	常 勤	奥 山 宏 二	
常務取締役	常 勤	本 田 直 志	
取 締 役	非常勤	山 下 聡	東京都財務局長
取 締 役	非常勤	谷 崎 馨 一	東京都都市整備局長
取 締 役	非常勤	中 島 高 志	東京都技監(建設局長兼務)
取 締 役	非常勤	藤 井 高 明	西武鉄道株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	非常勤	井 上 晋 一	京王電鉄株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	非常勤	立 山 昭 憲	小田急電鉄株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	非常勤	酒 井 大 史	立 川 市 長
取 締 役	非常勤	大 坪 冬 彦	日 野 市 長
取 締 役	非常勤	和 地 仁 美	東 大 和 市 長
取 締 役	非常勤	阿 部 裕 行	多 摩 市 長
監 査 役	常 勤	良 永 一 宏	
監 査 役	非常勤	高 田 修	株式会社みずほ銀行社会・産業基盤第一部長
監 査 役	非常勤	泉 路 代	新横浜法律事務所 弁護士

- (注) 1 取締役 藤井高明から阿部裕行までの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役 良永一宏、高田修、泉路代の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 代表取締役社長 醍醐勇司氏が2023年6月26日付けで辞任し、奥山宏二氏が代表取締役社長に就任いたしました。
 - (2) 取締役 尾崎保夫氏が2023年4月30日付けで辞任いたしました。
 - (3) 監査役 石田大介氏が2023年6月26日付けで辞任いたしました。
 - (4) 監査役 松本香澄氏が2023年6月26日付けで退任いたしました。
 - (5) 山下聡氏、谷崎馨一氏、和地仁美氏が2023年6月26日付けで取締役に就任いたしました。
 - (6) 高田修氏、泉路代氏が2023年6月26日付けで監査役に就任いたしました。
 - (7) 取締役 清水庄平氏が2023年9月7日付けで辞任いたしました。
 - (8) 酒井大史氏が2023年10月26日付けで取締役に就任いたしました。
 - (9) 取締役 石森孝志氏が2024年1月28日付けで辞任いたしました。
 - (10) 取締役 中島高志氏が2024年3月31日付けで辞任いたしました。

(3) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は東京都との間で、業務の受託及び資金の借入れに係る取引があります。業務の受託に当たっては、価格等の取引条件が、市場実勢を勘案した通常の見積条件で行われることに留意しております。また、東京都からの借入金については無利息で、最終償還日を2033年3月25日と取り決めております。

当社取締役会は、当該取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認した上で、当該取引についてその適正性、妥当性を判断しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況に関する事項

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、体制の整備を行っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款及びその他の社則の遵守を企業活動の前提とする。取締役社長は、この旨を取締役及び使用人に対し継続的に伝達し、社内に徹底する。

取締役社長は、総務部長をコンプライアンス総括責任者に任命し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

当社は、法令等に照らして疑義のある行為等を通報した使用人を保護するため、内部通報者保護規程を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役社長は、総務部長を文書取扱総括責任者に任命する。

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に基づき、文書又は電磁的媒体等で記録し、適正に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長は、常務取締役をリスク管理総括責任者に任命する。総務・運輸の各部門においては、それぞれ部門毎のリスク管理体制を確立する。

総務部門においては、運輸部門と連携し、全社的なリスクを総括的に管理する。

運輸部門においては、危機管理計画（運用指針）に基づき、自然災害や事故・故障、犯罪行為などの危機を未然に防止し、又は被害を最小限に止め、早期に通常運行へ回復するための体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則に基づき、定期的に事業の概況その他重要な業務に関する報告を受け、取締役の効率的な職務の執行を確保する。

当社は、取締役会規則に基づき幹部会を設置する。幹部会は、幹部会規則に基づき、経営上の重要な執行方針及び経営全般にわたる重要事項を協議する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、総務部社員のうち特定の者に対し、監査業務に必要な事項を指示することができる。取締役及び使用人は指示を受けた社員の業務遂行が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。指示を受けた社員は、それを遂行するに当たり、取締役の指揮命令を受けない。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対し、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項その他当社の経営に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができる。

取締役及び使用人は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等において、報告の事実を考慮してはならない。

監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役及び使用人は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか幹部会その他の重要な会議に出席することができる。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、具体的な取組を行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、総務部門が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識付けを行い、当社全体を統括、推進しています。

計 算 書 類

(会社法第435条第2項に基づく)

第 38 期

自 2023 年 4 月 1 日

至 2024 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書



多摩都市モノレール株式会社

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
<u>流動資産</u>	<u>2,725,313</u>	<u>流動負債</u>	<u>7,137,793</u>
現金及び預金	2,196,044	短期借入金	2,532,000
未収運賃	275,395	未払金	2,982,829
貯蔵品	75,843	未払費用	779,418
前払費用	6,420	未払法人税等	271,933
未収金	171,268	契約負債	422,267
その他	341	預り金	21,439
		預り保証金	49,000
		その他	78,904
<u>固定資産</u>	<u>57,032,448</u>	<u>固定負債</u>	<u>17,517,000</u>
<u>有形固定資産</u>	<u>56,763,678</u>	長期借入金	16,706,000
土地	30,131,939	退職給付引当金	802,081
建物	10,119,977	その他	8,918
構築物	11,556,285		
車両運搬具	2,045,451		
機械装置	2,218,518	負債合計	24,654,793
工具器具備品	398,374		
建設仮勘定	293,131		
<u>無形固定資産</u>	<u>63,192</u>	【 純資産の部 】	
電話加入権	3,312	<u>株主資本</u>	<u>35,102,968</u>
ソフトウェア	59,879	資本金	100,000
		資本剰余金	
		その他資本剰余金	25,923,299
<u>投資その他の資産</u>	<u>205,578</u>	利益剰余金	
出資金	50	その他利益剰余金	9,079,669
長期前払費用	91,587	繰越利益剰余金	9,079,669
繰延税金資産	113,908		
その他	31	純資産合計	35,102,968
資産合計	59,757,762	負債・純資産合計	59,757,762

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金	額
営業収益		
運輸収入	8,031,594	
運輸雑収	232,763	8,264,358
営業費		
運送費	4,531,681	
一般管理費	342,155	
諸税	291,534	
減価償却費	1,713,309	6,878,681
営業利益		1,385,677
営業外収益		
受取利息及び配当金	29	
受託手数料	190,773	
雑収入	18,433	209,237
営業外費用		
支払利息	50,544	
支払手数料	70,000	
雑支出	1,264	121,808
経常利益		1,473,105
税引前当期純利益		1,473,105
法人税、住民税及び事業税	557,682	
法人税等調整額	△ 6,757	550,925
当期純利益		922,180

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（ 自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日 ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 計 合	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2023 年 4 月 1 日 残 高	100,000	25,923,299	8,157,488	34,180,788	34,180,788
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 利 益	-	-	922,180	922,180	922,180
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	922,180	922,180	922,180
2024 年 3 月 31 日 残 高	100,000	25,923,299	9,079,669	35,102,968	35,102,968

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均に基づく原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 …… 貯蔵品は個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

構築物に含まれる鉄軌道事業取替資産 …… 取替法によっております。

上記以外の資産 …………… 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 38年～50年、構築物 20年～57年、車両運搬具 24年、機械装置 9年～20年、

工具器具備品 3年～20年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付の支給に備えるため、自己都合による期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、軌道法に基づく一般運輸業を営んでおり、顧客との契約に基づいて旅客輸送サービスを提供することを履行義務として識別しております。これら旅客輸送サービスの提供については、サービスの提供時点において履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価で測定しております。

具体的には、定期外収入については、乗車券等を購入した顧客に対し旅客輸送サービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。定期収入については、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されると判断し、有効期間にわたり収益を認識しております。

(5) 設備資金借入に係る開業時までの支払利息は、建設原価として建物等の固定資産の取得原価に含まれております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 固定資産の金額 56,918,489千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損損失の計上にあたっては、合理的な仮定に基づく将来の事業計画に基づいた将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価格を下回る場合に減損損失を計上することとしております。

将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、将来の事業計画や経営環境の変化等の仮定に基づいております。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染が徐々に収束するものと予測しておりますが、感染拡大前の水準には収益が回復しないものと想定しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	30,131,939 千円	(30,131,939 千円)
建物	10,119,977 千円	(10,119,977 千円)
構築物	11,556,285 千円	(11,556,285 千円)
車両運搬具	2,045,451 千円	(2,045,451 千円)
機械装置	2,218,518 千円	(2,218,518 千円)
工具器具備品	398,374 千円	(398,374 千円)
合計	56,470,547 千円	(56,470,547 千円)

② 担保に係る債務

短期借入金	792,000 千円	(792,000 千円)
長期借入金	786,000 千円	(786,000 千円)
合計	1,578,000 千円	(1,578,000 千円)

上記のうち()内書は軌道財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 54,965,944 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,008,780 株	-	-	1,008,780 株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

減価償却費	1,347,551 千円
退職給付引当金	273,376 千円
その他	113,906 千円
繰延税金資産小計	1,734,834 千円
評価性引当額	△ 1,620,925 千円
繰延税金資産合計	113,908 千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	東京都	被所有(79.9)	3	人員の派遣	資金の借入(注1)	-	長期借入金(注3)	11,160,000
					業務の受託(注2)	189,246	未収金	138,992

(注1) 東京都からの借入金は無利息、最終償還日は2033年3月25日です。

(注2) 価格等の取引条件は、市場実勢等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(注3) 東京都からの長期借入金には1年内返済予定長期借入金を含みます。

(注4) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	34,797 円 45 銭
(2) 1株当たり当期純利益	914 円 15 銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(1) 多額な資金の借入

当社は、2024年2月22日の第235回取締役会において、以下のとおり資金の借入を行うことを決議し、2024年4月15日に実行いたしました。

- ① 資金用途 設備更新などに伴う長期事業資金
- ② 借入金融機関 株式会社みずほ銀行他3金融機関
- ③ 借入形態 シンジケートローン
- ④ 借入金額 4,000百万円
- ⑤ 契約締結日 2024年3月29日
- ⑥ 借入実行日 2024年4月15日
- ⑦ 利率 変動金利(基準金利+スプレッド)
- ⑧ 返済期日 2034年3月27日
- ⑨ 返済方法 2024年6月より3ヵ月毎元金均等返済
- ⑩ 担保等 無担保、無保証
- ⑪ 財務制限条項

2024年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2023年3月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
2024年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

9. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、資金管理委員会を設け、その時の余剰資金と借入金の約定返済など支払いのバランスを考慮の上、決定しております。また、投機的な取引は行わず、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権として把握している運輸雑収の未収金は顧客の信用リスクがありますが、取引先別に未収金の金額並びに期日管理を実施しております。借入金は一年以内に返済期日の到来するものを短期借入金に、一年超のものを長期借入金としておりますが、これらは設備に関する借入金で実質的には長期借入金です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
長期借入金	19,238,000	17,402,089	△ 1,835,910

(注1) 金融商品の時価の算定並びに有価証券に関する事項

- ① 「現金及び預金」、「未収運賃」、「未収金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ② 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。なお、当該借入金は貸借対照表において、「短期借入金」として表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 長期借入金

(単位：千円)

借入金の種類		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
一年内返済予定 長期借入金	有利子	792,000	789,532	△ 2,467
	無利子	1,740,000	1,706,300	△ 33,699
長期借入金	有利子	786,000	795,749	9,749
	無利子	15,920,000	14,110,507	△ 1,809,492
合 計		19,238,000	17,402,089	△ 1,835,910

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

また、無利子又は固定金利によるものは、元利金の合計額を一定の期間ごとに区分した債務ごとに、そのキャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

なお、無利子の長期借入金(1年内を含む)には東京都(11,160,000千円)沿線5市(6,500,000千円)が含まれております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

借入先別	1年内返済	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超	合 計
東京都	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	4,960,000	11,160,000
沿線5市	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	4,000,000	6,500,000
日本政策 投資銀行	792,000	786,000	-	-	-	-	1,578,000
合 計	2,532,000	2,526,000	1,740,000	1,740,000	1,740,000	8,960,000	19,238,000

独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

多摩都市モノレール株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川口泰広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、多摩都市モノレール株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月7日

多摩都市モノレール株式会社 監査役会

常勤監査役 良 永 一 宏 ㊟

監査役 高 田 修 ㊟

監査役 泉 路 代 ㊟

(注) 監査役良永一宏、高田修、泉路代の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

